

生物多様性国家戦略 2012-2020 の名古屋議定書関連の抜粋
(平成 24 年 9 月 13 日中央環境審議会答申：9 月末閣議決定の見込み)

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第 2 章 生物多様性の現状と課題

第 1 節 COP10 及びMOP5 の成果概要

【ABS に関する名古屋議定書】

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は生物多様性条約の 3 つ目の目的として掲げられていますが、条約にはその実施のための国際的な枠組みは定められておらず、長年交渉が続けられてきました。このような状況の中、2006 年の COP8 で、ABS に関する国際的な枠組みの検討を COP10 までに終了させることが決定され、COP10 議長国であるわが国に世界から大きな期待が寄せられていました。COP10 では、途上国と先進国の意見の溝が埋まらず最終日まで議論が重ねられましたが、最後には人類共通の利益に向けて思いを一つにした各締約国の歩み寄りにより、名古屋議定書が採択されました。名古屋議定書では、ABS を実施するために遺伝資源等の提供国及び利用国がとるべき措置が規定されました。名古屋議定書が発効することにより、提供国により確実性、明確性、透明性のある遺伝資源等の取得に係る国内制度が整備され、円滑な遺伝資源等の取得が可能になること、公正かつ衡平に利益が配分されることにより生物多様性の保全とその持続可能な利用が強化されること、提供国の ABS に関する国内制度の遵守が図られ、遺伝資源の適切な利用が推進されることなどが期待されています。わが国は 2011 年 5 月に名古屋議定書に署名し、締結に向けた検討を進めています。

第 4 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第 2 節 基本戦略

4 地球規模の視野を持って行動する

【愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

(略)

また、COP10 では「遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS : Access and Benefit-Sharing)」に係る国際的枠組みとして名古屋議定書が採択され、愛知目標においても個別目標 16 として、2015 年までに名古屋議定書を国内制度に従い施行することが盛り込まれています。ABS は生物多様性条約における 3 つの目的の一つとして掲げられており、名古屋議定書ではその実施のために必要な遺伝資源の提供国及び利用国のとるべき措置が規定されていますが、途上国では名古屋議定書に対応した国内措置の構築や ABS の取組への原住民等の社会や

利害関係者の参加促進、遺伝資源の保全や持続的な利用のための能力養成、普及啓発が必要とされています。このため、COP10 期間中に ABS に関する途上国支援として拠出を表明した名古屋議定書実施基金を通じて、途上国における ABS 国内制度の発展をはじめとした各種支援を進めていきます。同時に、わが国においても名古屋議定書に対応する国内措置の検討を進め、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の名古屋議定書の義務の着実な実施を目指します。

(略)

第 2 部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

2 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定

戦略目標 D 関連：

生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

国別目標 D-3 (対応する愛知目標の個別目標：16)

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

主要行動目標

- D-3-1 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- D-3-2 個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリテーター (GEF) や名古屋議定書実施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。(外務省、財務省、環境省)

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

【持続可能な利用】

第6節 生物資源の持続可能な利用

(基本的考え方)

私たちの生活は農作物や水産物などの食料だけでなく、建材や家具の材料となる木材、綿・ウールといった衣服用の繊維、生薬などの医薬品、天然色素などの工業原料、木炭などの燃料など、野生動植物の採取あるいは農林水産業による生産などを通じてさまざまな形で生物資源を利用することによって成り立っています。

こうした生物資源は、遺伝子組換え技術を含むバイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決にも役立つ可能性を有しています。

世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、生物多様性が損なわれている中で、将来にわたり生物多様性の恵みである生物資源を利用する可能性を最大限保つためにも、わが国を含めた地球上の生物多様性を生態系、生物種、遺伝子の各レベルで維持し、生物資源の保全と持続可能な利用を図り、また、遺伝資源を収集・保存していくことが必要です。同時に、バイオテクノロジーによってもたらされる生物多様性への影響や安全性に対するリスクを踏まえて持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。

また、遺伝資源の多様性を考える際には、経済的な有用性だけでなく、例えば日本各地で特有の糶こまを使った味噌づくりがみられるなど、その多様性が食文化を含む地域独特の風土を形づくっているという側面も忘れてはなりません。経済的に有用と考えられている遺伝資源だけでなく、多様な遺伝資源を保全することは、将来世代に遺伝資源利用上のさまざまな可能性を引き継ぐことともいえます。

平成22年10月にわが国で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS: Access and Benefit-Sharing)に関する名古屋議定書」は、生物多様性条約の目的の一つに位置づけられている遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を進め、これにより生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としています。遺伝資源の取得を確実なものとし、その利用によって開発された医薬品等が人類の福利に貢献し、遺伝資源の利用から得られた利益を遺伝資源の提供国に適切に配分して遺伝資源を育む生態系の保全を進めていくことが、この議定書の目指す姿です。COP10で議長を務めたわが国は、本議定書の早期締結発効及び効果的実施への貢献が期待されており、可能な限り早期の締結と着実な国内での実施を目指しています。

3 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）

（具体的施策）

関係する産業界や学术界の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組み、可能な限り早期に名古屋議定書を締結します。議定書に基づき、提供国のABS（Access and Benefit-Sharing）に関する国内制度の遵守の促進、国内における遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置、普及啓発などを実施します。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。（環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境ファシリテーター（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。（外務省、財務省、環境省）